

第5回 多摩市都市農業振興プラン策定委員会会議録（要旨）

■開催日時 平成31年3月8日（金） 午後2時00分～4時30分

■開催場所 多摩市役所401会議室

■出席委員 10名

後藤光蔵委員長、田中誠副委員長、小形敏光委員、藤波春美委員、小暮和幸委員、小島豊委員、小形勝委員、須藤忠志委員、岡本光子委員、鈴木誠委員

■事務局

宮崎経済観光課長、沖迫農政担当主査、五ノ井農政担当主事
株式会社 地域計画研究所 若山、田中

■傍聴者 1名

■議事日程

1. 開会

2. 報告事項

①素案の修正箇所について

【資料 多摩市都市農業振興プラン（素案）の修正について】

②パブリックコメントについて

【資料 多摩市都市農業振興プランパブリックコメントまとめ】

3. 協議事項

①パブリックコメントの素案への反映について

【資料 多摩市都市農業振興プラン（素案）】

②多摩市都市農業振興プラン（原案）の決定について

4. その他

①今後のスケジュールについて

1) 多摩市議会へのパブリックコメントの報告

3月18日（月）

2) 庁内会議において最終決定

3月19日（火）

5. 閉会

会議録(要旨)

1. 開会

委員長あいさつ

2. 報告事項

①素案の修正箇所について

事務局報告

【協議】

委員 素案P46、「～事業の仕組みづくりや、方針決定などの実施時期を●、実施時期を○で示して～」と記述された箇所について、“実施時期”が続き分かりにくいとため、●のほうの“実施時期”の“実施”を削除したらどうか。

事務局 「～方針決定などの時期を●、実施時期を○で示して～」とする。

委員 素案P57、「宅地並農地」という言い方は「宅地化農地」が一般的である。宅地化農地所有者の説明があるとよい。

事務局 一般の方には分かりづらいと思うので注意書きを追加したい。

委員 生産緑地に指定されていない農地ということが分かるとよいと思う。

委員 「宅地並課税農地」の方が分かりやすいではないか。

事務局 「宅地並農地」を「宅地化農地」に変更し、注意書きに「生産緑地に指定されていない農地、宅地並みに課税されている農地」の表現を追加する。

委員長 「農地保全意欲のある“宅地化農地”所有者への保全支援の検討」ということでよいか。

事務局 そのように修正する。

委員 素案P3の多摩市の状況で、「北側は日野市～」と記述があるが、多摩市の便利帳では日野市は多摩市から見て西側、広報でも西側としていた気がするがどうか。

事務局 西側は日野市と八王子市、北側は多摩川を挟んで府中市といった表現に修正する。

委員 素案P71(10)の「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」について、“青年”とは後継者を指すのか、単純に若い人を指すのか、新規就農者を指すのか。その他にも新規就農者というと、新たに農外から来る人も指しているような気もするし、勤めていた人が辞めてから親の跡を継いで農業を行うのも新規ということもあり、どのように理解したらよいか。特に多摩の場合、家が農家の後継者の方々を重点的に行っていくということなので、そういう部分を多摩の特徴として打ち出してもよいのかと思う。

また、(10)の3行目で年間0.3人とあり、多摩市でいわゆる農外から来る新規就農者を指すと10年間に3人いたと読み取れるが、実際にはいなかったのではないかと。逆に家に農地があって、親の跡を新たに農業やってみようという人は、おそらく3人以上にいるのかなと思うので、ここで意図しているところがあまり分からない。

委員長 新規就農や新規参入、そのようなところの書き方はどうか。

委員 基本は農外の出身の就農者と農業後継者と合わせて新規就農者という形の中でのカテゴリーになるかと思う。

委員 “後継者”は何となく親子の関係を想像するが、実際には、例えば、よそから来た人にその事業を譲ったとしても、その事業の後継者ではある。

- 委員 “後継者”という言葉が、親子関係代々という意味に、一般の人が読んで理解するかどうか分からない。“青年”も少し疑問で、青年新規就農、後継者、定義をはっきりしておかないと分からないような気がする。
- 委員 農家の後継者というと、血縁関係のある後継者なのか、新規に来てやっていく後継者なのか、或いは土地に対する後継者、家に対する後継者か、農外からの新規就農なのか。
- 委員 基本的に全て後継者、前段の部分で後継者にまとめており、新規就農って言葉を使ってないかと思うが、いわゆるここで出て来る新規就農は、広い意味で東京都の基本方針に基づいた用語の使い方と捉えていただければと思う。
- 委員長 国の統計では3つあり、新規就農は、家族で新しく農業に就いた若い人と、もう1つは新規参入で農家の人以外の方が農業に入って来た場合、もう1つは会社、農業関係の会社に雇用就農者として新しく農業始めたその3つを、ある時から統計的には新規就農者という範疇にしている。その3つを今まで曖昧に使われていたことがあるが、新規参入は、全く農家以外の方が、新しく入って来た場合になるので、ここに言われていることが、何を指すのか確かめた上で事務局で適切な言葉で整理する。0.3人は新規参入者ではないのか。
- 事務局 後継者も全て含めてである。
- 委員 それで言うと新規就農者でよいかもしれないが、新規就農者はこういうものを含むという事をどこかに分かるように書く必要がある。
- 委員 他の人が見ても混乱する。新規就農は、農外から来たというような理解もある。また、0.3人の後継者について、農林水産振興財団の事業の新規就農者奨励賞で表彰した人は多摩で3人だと思うが、この3人を指しているのか。
- 事務局 人数を把握できるものとして、新規就農者奨励賞で表彰された人数を新規就農者数としている。
- 委員 新規就農者奨励賞は当初、表彰の対象に「40歳以下」の条件があり、何人か40歳を越えていて推薦できなかった。
- 委員 過去10年間で年間0.3人の表現について、10年で3人ではよくないのか。
- 事務局 東京都が示したフォーマットがあり、そこに当てはめている形である。
- 委員 2年に1人とか、3年に1人とか、都が示したフォーマットに縛られることはない。
- 委員 “青年等”については法用語のため従わざるを得ない。基本構想の中で目標を定めることが農業経営基盤強化促進法には書いてある。法律の用語解説であると思うので説明を入れたらどうか。
- 委員 素案P29、回答者の属性の農業従事状況のところ、すべてを足すと100%を超えてしまう。また、P32の市民との交流では、「無回答」が37.0%と多い。市民との交流を望まない、そういう方もいるだろうが、それが全てかどうか。無回答については交流を望まないと言い切れないのではないか。
- 事務局 「市民との交流を望まない」を削除し、「無回答が37.0%で最も多く」に修正する。
- 委員 「どれに協力していますか」と聞けば、けっこう〇がつくと思う。
- 委員 「無回答の農家が多いが」のような表現にして、その後は「市民との～望んでいます」でどうか。
- 委員 100%にならないのは複数回答可のところなのか。複数回答可のところは複数回答有りの注意書きを入れるとよい。100%にならない疑問があった時に対応できるように表記してほしい。

委員 素案P30 頁番号が消えている。また、素案P30、31 の図のタイトルがずれているので修正してほしい。

事務局 頁番号及び図のタイトルについては修正中である。また、複数回答の表記は追加する。

委員 素案P24、篤農家の説明について、事務局に「地域の中核的な農家で技術力の高い農家」というような表現を伝えた。

事務局 説明については再確認し修正する。

委員長 素案P56、「～市民農園の活用などの活用も～」で“活用”が重なるので、「～市民農園的活用なども見込まれます」にする。また、素案P2（1）「多摩市総合計画等との関係」の文章について、「第五次多摩市総合計画において農業は～「～まちづくりの推進」に位置付けられています」で区切り、続いて「本プランは基本計画との整合性を図るとともに～整合性を図ります」としてはどうか。

②パブリックコメントについて（「3. 協議事項 ①パブリックコメントの素案への反映について」含む）

事務局報告

【協議】

委員 パブコメはどのようなものなのか、委員の皆さんの声を今後どうするのかなどを説明してほしい。

事務局 まとめについては、意見を箇条書きにし、それに対し市の見解を記載している。相応しくない、またこのような表現がよい等あれば提案をお願いしたい。

委員 見解は、どのように誰に対してフィードバックするための文章なのか。

事務局 ホームページ等で公開する。また、資料の網掛け箇所は素案に反映した部分で修正している。

委員 No.2について、どこが「農」で、どこが「農業」だという理解のもとに農の要素を取り込んで記載しているのか。

事務局 ①は都市農業の安定的な継続、収入面等から安定した継続をするもの、これは「農業」に関する部分。②は多面的機能の発揮として「農」の部分。「しかし、計画のなかには、農の要素も取り込んでいます」の部分は一言で記載してしまっているので表現の修正を考えている。

委員長 ①で「農業」、②「農」を説明しているのであれば、「しかし、計画のなかには、農の要素も取り込んでいます」の部分は削除してもよいのではないか。

委員長 No.1 の回答については余計なような気がする。役所の中に置くとか、ホームページなどに掲載する等して市民に概要版は配布しないのか。4 行目以降は行政連絡であり余計なような気がする。意見の概要の要約が正確ならば、4 行目以降はいらないのではないか。

事務局 概要版については行政資料室などで設置する予定である。4 行目以降は削除するとともに全体的に表現を修正します。

委員 意見の概要を簡潔にして前後が読めないと、このようなご意見になってしまう。人を見てではなく、意見だけに対する回答という書き方をする。

委員 意見の概要に、これを回答するために何か質問があったか、もう少し書いてあれば納得がいくかもしれない。

委員 農家の立場からこだけ見ると、「農家に徹底してください」という意見が出たみたいな取り方を自分の立場からすると感じた。

委員長 No.1 について、意見の要約が正確であるなら要らない。むしろ意見の概要にもっと違う内容

を付け加えるべきとするなら、こういう回答も必要になるかもしれない。その辺はあくまで、私がこれを見た対応だけですという限定付きである。

委員長 No. 3の「～農業者は生産者であり、市民は消費者であり理解者であるという立場を明確にする必要がある～」という書き方はいかがか。農業者と市民を分ける必要はないのではないかと、持っている役割の違いはある。支えるという点では分ける必要はないと思う。

委員 回答の表現が硬い、市民の理解なくして農業の継続は難しい、両者両輪でよいのではないかと。

委員 硬いというのは、立場を明確にとの書き方があるからで、強調したように読み取れる。役割が違うくらい形にしておけば、そんな印象は受けなくなる。役割は違うけれども、共に支えるという内容の書き方にしてもらえればよいのではないかと。

事務局 修正する。

委員長： No. 5、「市が定める基本構想は～」のところで、東京都が作成した方針に沿ってでもよいが、東京都の言っていることに従えとなるので、その前に法律のことについてあった方がよい。

事務局 法律はどういうものであるか説明を追加したものを作成中である。

委員 No. 5とNo. 25に共通しているが目的が明らかになっていない。都が初めに出て、市の方針の前に国がある。国の目的は農業経営基盤強化促進法の1条に書いてある。1条の要約を入れればよいのではないかと。

委員 制度上で決まっている内容であり、制度の問題点、概要を丁寧に書き加えれば問題ないかと思う。

委員 小規模農家で生産緑地の追加申請を拡大しようと記載してあるのに、小規模農家を見捨てますよと回答しているような感じである。素案には、自給的農家は30aを基準に、自分のところで消費するだけの農家といった書き方がしてあった。自家消費農家は、中核的農家には含めないような、産業の基盤強化というのには該当しないという書き方になっているがそれでよいのか。

委員 法律上の基本構想としては、認定農業者はこういうもので、その記載はこうなる。一方で当然、市としては小規模農家も支援の対象としていくので、それについては、この部分に記載してありますという整理であればわかりやすい。小規模農家を市が支援する対象から外している訳ではなく、むしろ記載している。

委員 小規模農家だと認定農業者になることは出来ないのか。

委員 認定農業者になる基準は、経営規模の大小ではないので、認定農業者になる事は可能である。

委員 認定農業者と小規模農家という概念がぶつかる訳ではなくて、併記することで分かりにくくなってしまふ。

委員 そもそもが規模の大小って言葉を出す場面ではない。規模の大小をあえて特出しする必要性はないという事を書けばよいのであって、あえてここで適当でないと言い切っているのはどうか。

委員 農業経営基盤強化促進法の1条でも安定的な経営のような書き方をしているから、分けるのではなくて、そのようなことが全面に出て来た方がよい。

事務局 今いただいた意見のようなイメージで修正したい。

委員長 整理すると、他のところでは中核的農家と併せて、中核的農家の基準から外れたような農家も、独自の支援をする対象として書き込んでいるところもある。今回は一応、基盤強化法に基づく中核的な農家というものに限定して整理した。それ以外の農家については、他のところで

支援しているということなので、基盤強化法に基づく考え方による中核的農家と整理したものであるということとした上で、それに当てはまらないものについても、こういうところできっと支援するように位置付けていきますと、そこが分かるように書くということだと思います。

委員長 No. 12 について、「農地を公金によって補償する」と言う事を言っている訳ではないように思う。自給農家についても、農地を維持していくことの公的価値を反映して、例えば農業続けることについて支援するとか、そういうことを含めて言っているのではないか。公金によって補償するというのは、どういうことを意味しているかが分からないが、これを読むと農地にお金を与えるのかなと思ってしまう。「あくまで個人の財産なので」と書くと、尚更、「農地に対してお金をあげるような」と読める。

委員 中山間地の直接支払のような、価値に対する、農地を維持しているだけでも何らかの補償という言葉から連想する、何かそういうものをイメージする意見なのかなという気がする。

委員長 「個人の財産なので」とあるが、農家がやっている小さい農業経営を支援していくことはやっているし、小さい農家も支援していくと考えているので、回答が意見に対応していない印象を受ける。

委員 援農ボランティアの草むしり手伝い等も補償等に入っているから、「こういうことやりますよ」の回答の方がよいのではないか。

委員 補償に関しては、農地の公的な公益性を考えた中で固定資産税の税負担の軽減、相続税納税猶予制度による相続税負担軽減という制度によって法的価値に着目した負担軽減措置が来ていますよ、という回答かと思う。もう1つは、No. 13 について、農地の賃借が「当事者間の話し合いにより行われるもの」という回答では不十分と思うので、きちんと全文に沿った回答すべきではないか。

委員 そういうのを維持するために、何らかのバックアップが必要だという質問だろう。質問そのまま書いてくれた方がよかった。

委員 なんとか農地を維持してくれという希望だと思う。

委員 金銭的な農地を残すための仕組みとして、「金銭的な部分で補償的なもの」と「それを支えるような応援の施策」の2つの提案だったと思う。

委員長 No. 12 については、規模が小さくて農業を続けて行くことが困難な農家について、その農業の継続を支援してほしいということで考える必要があるのではないか。

委員 No. 13 については、生産緑地は市長の権限があり、市長が計画を出さないといけない。こう回答すると「生産緑地の賃借は当事者間で勝手にやって」と捉えられかねない。

委員 農業会議の考え方としては、様々なケースで困った農家がいる時に、農業委員会や役所が情報収集して、マッチングの役割を、役所・農業委員会・JA、三者連携でやっていくことが望ましいと思う。事業計画を出す前の段階で、貸し借りをやっていいものだろうか、という声があって、その段階から相談に乗ることが今大事で、限られた人数で大変だが、農業委員会やJAと連携して、そういった賃借の希望がある、貸し手・借り手に対しての相談にはしっかり対応していく。2つめの賃料に関しては、農家同士で借りているのは、使用賃借といってタダのケースもある。やっても、年に1~数万程度の賃貸料、農家同士の場合は、賃料の負担は借りる側にとって大きな問題になっていない。

事務局 理解が不十分かもしれないが、賃借が出て来たので、行政はあまり民事に入り込んではいけないと思っているが、農地に限っては入った方がいいのか。

- 委員 「うち、この畑できそうにないよ」という畑があった時に、それに対して「私有財産だからあなたの勝手だよ」とのことで、皆がやってたら減る一方で、民間の事業者が甘いこと言って近づいて来るのに、任せる一方で減ってしまうかもしれない。「もて余している畑がある困った農家」がいたらその相談に乗る、相談に乗った中で斡旋まで踏み込んでいくが、今のところ行政としては、両方の要望を聞く可能性がある。行政だけが責任を負うのではなく、農業委員会・JAと連携して相談に対応していくという表現でどうか。
- 委員 行政の立場で言うと、農地の斡旋は元々機関業務に入っているもので、同じ行政の中でも行政として斡旋は行う話なので否定するのは逆におかしい。市長部局と農業委員会、市長部局ではできないが、農業委員会の事務としては可能である。そうでなければ、生産緑地の農業委員会としての斡旋ということは出来なくなってしまう。今法的に認められている話である。
- 委員 公的な斡旋ということになると貸すと戻ってこない、そういう懸念が出て来る。知り合いなら安心だが、第三者的な方が新規営農すると、返って来るのか心配がある。父の世代の経緯で、貸していた土地が小作地から小作された人に売ってしまった、そういう心配、観念持っている。斡旋するにしても、JAが関連している弁護士が仲介に立つとか、そういう機能が必要ではないか。
- 委員 JAの方で、貸したいか借りたいかのアンケートを行っていて、今集計している中でも借りたい、貸したいの意見はある。
- 委員 国も都もカバーするようなことやってほしい。
- 委員長 整理すると、市が賃料の補償はできないが、貸借によって農地が活用できるように、役割を果たしていく、というような形の回答にするのがいいのではないか。
- 委員 JAにお願いする人が多いと思うので、連携しながら斡旋に努めますと入れるといいのではないか。
- 委員 「公金により補償する」というような表現はいらぬのではないか。農地をこれから減らさないで何とか確保しておく、行政側も何らかの対応を考えないと、何らかの手を打つ必要ある。「公金により補償することは適当ではない」と打ち消すと、今後対応できなくなる気がする。
- 委員： No. 17 の「農業振興の観点からは～」について、せっかく意見くれた方に失礼なので回答は控えるではなく、学校の体験農業・小学生の農地見学等を入れたらよいのではないか。
- 委員 市内農家は体験農業等をかなり受け入れてやってくれている。
- 委員 農地の持つ多面的機能のところに入っている話なので、「農地を保全して、多面的機能を発揮させるような事に取り組んで参ります」と書けばよいのではないか。
- 委員 環境部の委託でゴーヤづくりを行っているが、恵泉大学が市内農家を通して小中学校でやっている。具体的にやっている事など書いてもらえるとよいのではないか。
- 委員 概要のピックアップの仕方を工夫してほしい。回答とのバランスとれるように、あまりに簡潔になっていて本来の意図が分からない。
- 委員 No. 16 について、貸借だけに絞るのは素案に沿ってもおかしいのではないか。周知、貸借法の活用、農業振興の施策自体が生産緑地の保全につながるものなので、施策全般で少しでも生産緑地が維持できるようにしたい。例えば東京都に出す要望事項等では、「市町村で使える基金みたいなものを作ってほしい」とかの要望も都や国に対してはしている。
- 委員 全体的であるが、回答で「～表記してあります」などとしているが、どこを指しているのか、

どのような内容なのかなど、付け加えたほうがよいのではないかと。

委員長 全体として、こんなに書いてくれて凄くありがたいことだし、そういう姿勢で答えるということなのかと思う。

委員 No. 24 は、計画が開始する前に推進体制を作ることは出来ないという回答だと思うが、推進体制は、計画が始まった後で、それを作るのも含めて 10 年の中に入ることなのか。

委員 平成 31 年度には管理体制を作って 31 年度からスタートするという事なので、「開始時期までに推進体制を作るご提案をお受けすることができませんので了承ください」と書くのではなく、「計画が開始した後に、きちんと平成 31 年度中に進行体制づくりして、市の該当課が中心になってやります」と書けばいい。関係機関と言うよりは、農業委員会、東京都農業会議、JA 東京みなみ、東京都の職員の方々に参加いただいた組織を立ち上げて、以後開始していく予定ですと、ズバリ書いて示した方がよいと思う。

委員長 No. 27 の「見込めます」の表現は「見込まれます」とする。

委員 「～現実的ではありません」はなくして、柔らかい表現にしたほうがよい。

委員 No. 28 の予算と財源について、あくまでも計画、目標なので、実現可能なものにしていくには、市としての政策的な判断をした中で、事業化、予算化していく過程をもう少し丁寧に書いていきたい。

委員長 事務局は、今挙げた意見をまとめてパブリックコメントの回答を修正してください。

3. 協議事項

②多摩市都市農業振興プラン（原案）の決定について

事務局 パブリックコメントで寄せられた意見と、本日の協議内容を踏まえて素案を修正し、策定委員会として“原案”の決定とすることをご協議願います。

委員長 パブリックコメントと今回の修正内容を盛り込んだ案を原案として決定することにご意見ある方はいらっしゃいますか。

（委員からの意見なし）

委員長 それでは、多摩市都市農業振興プラン（原案）の決定と致します。

4. その他

①今後のスケジュールについて

委員長 今後におけるパブリックコメントと原案の取り扱いについては、いかがか。

事務局 3月18日（月）に多摩市議会へパブリックコメントの報告をし、3月19日（火）の庁内会議において最終決定となる。最終決定した時点で内容は確定し、“原案”が取れる。その後市長のコメントや挿絵を掲載する等して体裁を整えて、完成する。

5. 閉会

事務局 8月から始まった策定委員会ですが、委員の皆様にご尽力頂きまして、プランの内容をまとめることができました。大変感謝致しております。以上をもちまして、多摩市都市農業振興プランの閉会とさせていただきます。